

環 対 第 279 号  
令和 3 年 8 月 23 日

新潟県アスベスト対策技術連絡会議構成員 各位  
(民間団体)

新潟県県民生活・環境部環境対策課長

資格者等による石綿含有等の事前調査の実施について（依頼）

日頃より、本県のアスベスト対策の推進について、御協力を頂き感謝申し上げます。  
さて、このたびの大気汚染防止法の改正により、令和 5 年 10 月 1 日から建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際は、資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。

また、当資格取得には、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了することが必須となるため、事業者にあっては資格者を計画的に養成する必要があります。

これらのことについて、環境省が作成した周知用のチラシを活用し、貴団体所属会員に周知いただくよう御協力をお願いします。

なお、当チラシの電子データを提供しますし、環境省ホームページにも掲載されていますので周知に御利用ください ([http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html))。

また、建築物石綿含有建材調査者講習の実施機関等の詳細は、厚生労働省ホームページに随時追加掲載されますので御確認ください (<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-course/>)。

担当：大気環境係 荒川

Tel：025-280-5155 Fax：025-280-5166

E-mail：ngt030160@pref.niigata.lg.jp